

○川俣町幼稚園、小・中学校のあり方検討委員会設置要綱

平成29年12月15日

教委告示第9号

(設置)

第1条 少子化の進展に対応し、幼児及び児童・生徒の適正な教育環境の確保と複式学級の回避を図るため、川俣町幼稚園、小・中学校のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 少子化時代における幼児及び児童・生徒の望ましい教育環境の構想に関すること。
- (2) 幼稚園、小・中学校等の適正な教育環境の再配置計画の策定に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) PTA関係者
- (6) 自治会関係者
- (7) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、特に必要と認めたときは、委員以外の関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、川俣町教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、川俣町教育委員会教育長が招集する。